

## 入札監理小委員会における審議の結果報告

### 国有林の間伐等事業の実施要項変更

農林水産省（林野庁）の国有林の間伐等事業について、当該民間競争入札実施要項の変更を入札管理小委員会において審議したので、その結果を以下のとおり報告する。

#### 1. 事業概要

国有林の間伐、路網整備、複層林へ誘導する伐採及び伐採後の苗木の植付等を行う事業（9期目）

直近の事業評価における事業規模

（平成28年4月から平成31年3月まで）：

契約金額 : 2,034,350 千円

事業実施地域：北海道（5地区）、東北（2地区）、関東（2地区）、中部（2地区）、近畿中国（2地区）、四国（1地区）、九州（2地区）

#### 2. 実施要項の変更及び変更理由

○平成31年4月に施行された森林経営管理法第44条第1項において「国有林事業に係る伐採等を他に委託して実施する場合には、林業経営者に委託するように配慮するものとする」とされたため、加点項目として、以下の要件を追記し、関連する様式及び本文の修正することとなった。

評価項目			評価基準	配点
地域への貢献	地域の民有林管理への貢献の取り組み	森林経営管理法に基づく経営管理実施権の設定等を受けているか	森林経営管理法に基づき市町村から経営管理実施権の設定を受けている（森林経営管理法第36条第2項の要件に適合する者として、当該都道府県から公表された者に限る）	5
			森林経営管理法第36条第2項の要件に適合する者として、当該都道府県から公表されている	3
			当該都道府県において「育成を図る林業経営体」（H30.2.6 長官通知）に選定されている	2
			上記のいずれにも該当しない。	0

#### 3. 実施要項の変更の審議結果について

本事業の実施要項の変更については、変更案のとおり了解された。